

-----  
**公 安 委 員 会 規 則**  
-----

高知県青少年によるテレホンクラブ等営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年10月29日

高知県公安委員会委員長 西山 彰一

**高知県公安委員会規則第14号**

**高知県青少年によるテレホンクラブ等営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則**

高知県青少年によるテレホンクラブ等営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例施行規則（平成8年高知県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式（その1）中「殿」を「様」に改め、「㊟」を削り、同様式（その1）備考2を削り、同様式（その1）備考3を同様式（その1）備考2とし、同様式（その1）備考4を同様式（その1）備考3とし、同様式（その1）備考5を同様式（その1）備考4とする。

別記第2号様式中「殿」を「様」に改め、「㊟」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考3を同様式備考2とし、同様式備考4を同様式備考3とする。

別記第3号様式中「殿」を「様」に改め、「㊟」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考3を同様式備考2とし、同様式備考4を同様式備考3とする。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

新旧対照表

新

高知県青少年によるテレホンクラブ等営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例施行規則（抜粋）

別記

第1号様式（第4条関係）  
（その1）

※受理年月日	年 月 日	※受理番号	
利用カード自動販売機設置届出書			
		年 月 日	
高知県公安委員会 様			
届出者の氏名又は名称及び住所			
自動販売機により利用カードを販売しようとするので、高知県青少年によるテレホンクラブ等営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例第5条第1項の規定により次のとおり届け出ます。			
略			

備考 1 ※印欄には、記載しないこと。  
2～4 略

（その2）

略
---

旧

高知県青少年によるテレホンクラブ等営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例施行規則（抜粋）

別記

第1号様式（第4条関係）  
（その1）

※受理年月日	年 月 日	※受理番号	
利用カード自動販売機設置届出書			
		年 月 日	
高知県公安委員会 殿			
届出者の氏名又は名称及び住所			
㊟			
自動販売機により利用カードを販売しようとするので、高知県青少年によるテレホンクラブ等営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例第5条第1項の規定により次のとおり届け出ます。			
略			

備考 1 ※印欄には、記載しないこと。  
2 届出者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができます。  
3～5 略

（その2）

略
---

第2号様式（第5条関係）

※受理年月日	年 月 日	※受理番号	
利用カード自動販売機届出事項変更届出書 年 月 日 高知県公安委員会 様 届出者の氏名又は名称及び住所  利用カードを販売する自動販売機の届出事項に変更がありましたので、高知県青少年によるテレホンクラブ等営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例第5条第2項の規定により次のとおり届け出ます。			
略			

備考 1 ※印欄には、記載しないこと。  
 2・3 略

第3号様式（第5条関係）

※受理年月日	年 月 日	※受理番号	
利用カード自動販売機廃止届出書 年 月 日 高知県公安委員会 様 届出者の氏名又は名称及び住所  自動販売機による利用カードの販売を廃止したので、高知県青少年によるテレホンクラブ等営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例第5条第2項の規定により次のとおり届け出ます。			

第2号様式（第5条関係）

※受理年月日	年 月 日	※受理番号	
利用カード自動販売機届出事項変更届出書 年 月 日 高知県公安委員会 殿 届出者の氏名又は名称及び住所  ⑥ 利用カードを販売する自動販売機の届出事項に変更がありましたので、高知県青少年によるテレホンクラブ等営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例第5条第2項の規定により次のとおり届け出ます。			
略			

備考 1 ※印欄には、記載しないこと。  
 2 届出者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができます。  
 3・4 略

第3号様式（第5条関係）

※受理年月日	年 月 日	※受理番号	
利用カード自動販売機廃止届出書 年 月 日 高知県公安委員会 殿 届出者の氏名又は名称及び住所  ⑥ 自動販売機による利用カードの販売を廃止したので、高知県青少年によるテレホンクラブ等営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例第5条第2項の規定により次のとおり届け出ます。			

略

備考 1 ※印欄には、記載しないこと。  
2・3 略

略

備考 1 ※印欄には、記載しないこと。  
2 届出者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができる。  
3・4 略